

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例及び愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成29年3月31日公布、同年4月1日施行）

【改正の概要】

上記省令の施行に伴う権限移譲及び規定整備

1 愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正

- ①養子縁組里親名簿の登録更新申請の経由事務を追加（市での受付を可能にするもの）
- ②養子縁組里親の法定化に伴い、条例で定めている略称と各市に移譲している事務の根拠条項を変更（規定整備）  
「養子縁組希望里親」 → 「養子縁組里親」

2 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

従うべき国の基準省令の改正に伴い、児童福祉施設の名称を変更（規定整備）  
「情緒障害児短期治療施設」 → 「児童心理治療施設」

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 里親制度について

(1) 里親の種類

養育里親	家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害等の理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
養子縁組里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親
親族里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母等の親族が子どもを養育する里親

(2) 児童福祉法及び関係省令の改正内容

- ・「要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するもの」を「養子縁組里親」と定義
- ・養育里親の認定等に準じて都道府県知事が行うものとされていた養子縁組里親の登録手続等の規定を新設

2 児童福祉施設について

(1) 児童福祉施設の種類

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

↓  
児童心理治療施設

(2) 情緒障害児短期治療施設の概要

保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等を原因として心理的に不安定な状態に陥り、社会生活が困難になっている児童が、短期間の入所又は通所により、心理面からの治療及び指導を受けることを目的とする施設

厚労省通知により、当面「児童心理治療施設」との通称を用いることができることとされていたが、今般、支援対象の明確化と併せて正式名称が変更された（機能の変更なし）。